

HEART COMMUNICATION



2024
新春号

新春を寿ぎ皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。
皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと存じます。
旧年中はひとかたならぬご厚情を賜りまして、誠に有難うございました。
今年の干支は『辰』です。昇龍のごとく成長いただく一年になりますよう祈念申し上げます。
本年も何卒宜しくお願い申し上げます。

いよいよ2024年がスタートいたしました。大きく跳ねると言われた兎年を過ごし、辰年はどうのような一年になるでしょうか。

昨年の日経平均株価は大幅な上昇を見せ、まさに跳ねる一年でした。ロシアや中東の戦争が様々な影響をもたらし、世界的物価高となりました。コストが上がることにより販売価格も上昇していますが、インフレと経済動向を見極めながら、各国の中央銀行は金利対策を採ってきました。この戦争の動向と金利政策が辰年経済に大きな影響を及ぼすキーワードになりそうです。

国内税務に関しては、政府の説明不足のままインボイス制度が始まりました。皆様からも多くのお問合せをいただき、まだまだ不明な点が多々出てこようと思います。国税庁も、コールセンターやQ&Aサイトで対応していますが全く追いつかない状況です。本年から電子帳簿保存法も開始され、電子申告のみならずキャッシュレス納付など、税務に関するDX化はより一層進みます。新たな情報提供をしっかりとこなっていく所存でございます。

様々な不透明要因はございますが、停滞していたコロナ禍から抜け出し、強い経済活動が戻りつつあります。コロナにより人々の生活様式も大きく変化し、新たなサービスが生まれています。まさにチェンジをチャレンジとして捉えて、現状に合致した付加価値の創造が必要とされています。是非とも前向きに共に成長を目指して参りましょう。

本年が、皆様一人ひとりにとって、素晴らしい一年になりますよう心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



高田総合会計事務所
所長 高田 直浩

新しいメンバーを迎えた
新体制で、2024年も
邁進してまいります！



2023年「今年の漢字」

税

選ばれた理由

- ・一年を通して増税議論が活発に行われた
- ・所得税、住民税の定額減税、インボイス制度やふるさと納税など、税にまつわる話題が多かった



職員それぞれの2023年を振り返った漢字と今年へ向けての抱負発表！！

電

【高田 直浩】

新たにインボイス制度が始まり、
制度変更によるご相談が
多い年でした。
電子帳簿保存法が始まり、
電子申告や電子納税など
デジタル化がさらに進む1年になり
ます。皆様へしっかりと情報
提供をさせていただく1年にします！

迷

【森山 一】

昨年は、色々なことで
迷いましたが、
今年は迷わず前に
進みます。

嬉しい出来事2つ。

4ヶ月で17kgの
ダイエットに成功したこと！
阪神日本一の胴上げを
生で見たこと！
今年はリバウンドせず、
阪神連覇が実現しますように。

嬉

【進藤 力也】

2023年は職業会計人
として新たな生を
受けた年であります。
2024年は、実りのある
年にします。

生

【石原 由博】

復

【今井 一智】

疾病の回復、仕事への
復帰から連想しました。
今年は仕事の地固めに重きを
置き、数年後には税理士の
再登録ができるように
精進したいと思います。

繋

【福本 美樹】

姪っ子の誕生があり、
つながり・つながれることの
大切さを改めて感じた
1年でした。
多方面の繋がりを意識し
永続的に挑戦していきます。

2023年は停滞の
年でしたが、
2024年は「歩」で
頑張ります。

停

【木村 美樹】

転職・転機、まさに
人生の変わり目の
年でした。
新たな環境で心機一転、
皆様のお力に
なれるよう努めます。

転

【今田 知花】

挑

【西田 可代子】

大変な時期を乗り越え、自分の
夢に向かって日々頑張る
こどもを応援しているだけ
でしたが、今年は私も少しずつ
スキルアップできるように
いろんなことに挑戦したい。

人

【西田 裕紀子】

昨年はいろんな人
との出会いがあり、
今年は皆様の
一助となる。



インボイス制度の実務について、2つの事例を紹介じゃ。

① 相続により適格請求発行事業者の事業を承継した相続人

みなし登録期間中は、相続人を適格請求書発行事業者とみなし、被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなすこととなっております。

つまり、相続人は相続が発生してから4カ月間は、被相続人の登録番号によりインボイスを発行する義務があるとともに、この期間分の消費税について、申告義務が発生することになるのです。

この場合において、相続人がみなし登録期間経過後も適格請求書を交付しようとするときは、新たに登録申請書を提出して登録を受ける必要があります。

みなし登録期間とは

…適格請求書発行事業者(被相続人)の相続があった日の翌日から、下記の1と2いずれかの早い日までの期間を指します。

1. 相続人が登録を受けた日の翌日
2. 被相続人の死亡日の翌日から4ヵ月を経過する日

※登録申請を提出する日から15日以降の日を登録希望日とする必要があります。

そのため、被相続人の死亡日の翌日から3ヵ月半以内に登録申請を行わないと、連続してインボイスを発行することはできません。



② 交付されたインボイスの記載事項に誤りがある場合

インボイスの記載事項に誤りがある場合で、買手が仕入税額控除の適用を受けたいとき、買手は基本的に次のいずれかの対応をとります。

1. 売手であるインボイス発行事業者に対して修正したインボイスの交付を求める
2. 買手がインボイスの記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手の確認をうける

…これらの対応を行った場合でも、売手において当初交付した適格請求書の写しを保存しなければなりません。また、売手において、売上税額の積上げ計算を行う場合には、これらの対応により確認を行った仕入明細書等を適格請求書等の写しと同様の期間・方法により保存する必要があります。

インボイス制度が始まって3ヵ月が経つけれども、
疑問点・不明点があれば
いつでも高田総合会計事務所へ相談するのじゃよ！



会計・税務の 気になるギモン、 教えて所長さん！

2023年に
税制改正がありました。



今回の税制改正で何がどのように変わったのかのう??

令和6年1月1日からの贈与について、相続時精算課税制度に年110万円の基礎控除の枠が新たに設けられるようになりました。

相続時精算課税制度とは

…直系尊属(父母や祖父母等)から直系卑属(子や孫等)への贈与について、「2,500 万円までの贈与が非課税、2,500 万円を超えた部分について一律で20%の贈与税がかかる」事を選択する制度です。



年110万円の基礎控除の枠が新たに設けられたことで、
何がどうなるんじゃ?

それはですね、今回の税制改正で2つのメリットがありますよ。

1. 相続財産への持ち戻しが不要

相続時精算課税制度の適用を受けた贈与に係る財産は、相続発生時に全額を相続財産に持ち戻す事になります。しかし、改正後の年110万円以下の部分については、相続財産に持ち戻さなくても良い事となりました。

2. 申告不要

相続時精算課税制度を選択した後は、その制度に係る贈与者からの贈与を受けた場合には少額でも贈与税の申告をしなければなりません。しかし、年110万円以下の贈与については贈与税申告が不要となります。

ただし、注意点があります。

この制度は相続が発生すると、対象としていた贈与財産を総て相続財産に加えて精算することになります。そのため、贈与時に課税されなくても、相続時に課税が発生する場合があります。

また、一度相続時精算課税制度を選択すると、その贈与については暦年課税に戻すことはできず、現行の相続時精算課税制度は、少し微妙な面を包含した制度といえます。



前と比べて相続時精算課税制度が利用しやすくなったんじゃのう。

そうですね。

ですが、注意点で上げたように、暦年課税との併用が出来ない等の部分は変わっておりません。多額の相続財産を有する場合の相続対策は別に考える必要があるかもしれません。

それでも、年110万円の基礎控除が新設された事を巧く活かして相続対策を一考する機会も得られましたので、この制度の有用な活用について、検討してみるのもいいかもしれません。

キャッシュフロー計算書とは？



経営者の皆様におかれましては、「黒字だったのに預金が目減りしている？」又は「赤字だったのに預金は増えている？」などというような疑問をお持ちになった事はないでしょうか。

キャッシュフロー計算書は、そうした手元の現預金の状態を把握するために必要な資料であり、上場企業では2000年3月からその作成が義務づけられています。

ただ、中小企業の経営者の方々には少し馴染みのない資料かもしれません。

しかし、現行の会計制度が「発生主義」で収益及び費用を認識しなければならない関係で、同一会計期間における純利益又は純損失と手元現預金とが一致しない事象が生じます。

キャッシュフロー計算書は、その事象を読み解くために有用な資料といえます。

下記に端的な例を示します。なお便宜上、法人税と消費税は除きます。

【A社の貸借対照表】

<借方>			<貸方>		
	(期首)	(期末)		(期首)	(期末)
現預金	5,000,000	0	買掛金	5,000,000	6,000,000
売掛金	3,000,000	12,000,000	借入金	1,000,000	1,000,000
			資本金	1,000,000	1,000,000
			繰越利益剰余金	1,000,000	4,000,000

【A社の損益計算書】

売上	12,000,000
仕入	6,000,000
役員報酬	3,000,000
当期純利益	3,000,000

利益が3,000,000円出ているのに、
期末の現預金は0円！？

どうしてこんなことになるのか、
キャッシュフロー計算書で
見ていこう！

【キャッシュフロー計算書（間接法）】

当期純利益	3,000,000
売掛金の増減	△9,000,000
買掛金の増減	1,000,000
キャッシュフロー	△5,000,000
期首現預金	5,000,000
期末現預金	0

キャッシュフロー計算書で見ると、
キャッシュフローが△5,000,000円、
つまり、手元現預金が5,000,000円減ったと
結論づけられておるの。
期首の現預金から5,000,000円減ると……、
期末手元現預金は0円じゃな！



上記キャッシュフロー計算書から読み取れるのは、下記の項目です。

※当期利益の元となった売上12,000,000円は掛売上なので、当期中にキャッシュ化されていない。そのため、買掛金の支出は抑えられたとしても、その支出を充足するキャッシュインがなされておらず、現預金が減少してしまった。

よって、黒字決算であっても手元キャッシュが目減りしているという事象が生じ、その要因をキャッシュフロー計算書で明確に把握する必要があるといえます。

いかがでしょうか。

上記の例とは逆に、赤字決算であっても手元現預金が増加しているという事象もあります。
次号では、そうした事案についても説明させて頂きたいと思います。

最低賃金引上げに伴う賃上げに取り組む企業への公的支援

2023年度の最低賃金は、過去最大の引上げ幅となりました。この引上げに伴い、賃上げに取り組む企業への公的支援が設けられています。

助成金・補助金には予算額が設けられているため、いざ活用しようと考えたときに受付が終了している可能性があります。活用される場合は早めに検討しましょう。

事業改善助成金

- ・事業改善助成金とは、事業場内で最も低い賃金を30円以上引上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、設備投資等の費用の一部を助成する制度です。
- ・引上げる労働者の数と引上げ額の区分に応じて、助成上限額が設けられています。

キャリアアップ助成金

- ・キャリアアップ助成金に設けられている「賃金規程等改定コース」は、有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規程等を3%以上増額する形で改定し、その規定を適用させた場合に助成されるものです。
- ・3%以上5%未満増額改定した場合に1人当たり5万円(大企業3.3万円)、5%以上増額改定した場合6.5万円(大企業4.3万円)が助成されます。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人までです。

事業再構築補助金

- ・事業再構築補助金に設けられている「最低賃金枠」は、最低賃金の引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な時に業況の厳しい中小企業等を対象に補助金を交付しています。
- ・補助率は中小企業等の場合3/4、中堅企業等の場合2/3で、従業員数の区分に応じて補助上限額が設けられています。なお、この補助金は期間を区切って公募されているため、要件については最新状況をご確認ください。

弊社発行の事務所通信 2023 年秋号にてアナウンスさせていただきました電子帳簿保存法が2024年1月1日からスタートしております！

今一度 2023 年秋号を読み返して頂き、電子帳簿保存法に対応していきましょう！！



高田総合会計事務所

〒602-8048 京都市上京区西大路町 137-3
TEL 075-451-7766 FAX 075-432-2127
U R L <http://www.takadakaikei.co.jp>
E-mail info@takadakaikei.co.jp